

神奈川でも「実教出版」排除

不当な教科書採択介入に

抗議の声を！

京極 紀子

教委事務局主導で変更を強制

「実教出版」の「高校日本史」教科書への政治的な排除の動きが強まっている。今年の採択では、東京・大阪に続いて神奈川でも県教育委員会が学校現場に不当な介入を行ない、希望した28校全校が他社版の教科書に変更を余儀なくされるという前代未聞の事態が発生した。

ことの経過はこうだ。高校教科書の採択は毎年行なわれる。教育委員会が最終的な採択を行なうが、これまでは各校がそれぞれの学校のカリキュラム・生徒の実態に合わせて選定、教育委員会もそれを尊重し承認する形で採択していた。何十種類もある教科書すべてを教育委員が読み、理解するなどという無理な話だ。現行検定制度の中で、高校教科書

採択の方法（学校希望を尊重する）はきわめて良識的なものに見える。「学校希望教科書」の提出期限は7月10日。この時点で実教出版を希望した学校

は28校。ところが、7月16日、「教科書を良くする神奈川県民の会」という怪しげな（？）市民団体から、実教出版の採択について「慎重」を求める請願が出された。7月23日、請願審議のため臨時教育委員会が開催され、終了後非公式の勉強会として開催された「教育委員協議会」の場で複数の委員から疑義が出され、「藤井教育長らは、学校が希望しても不採択になる可能性が高いと判断し、学校側に使用希望の見直しを求めることを決定。全6委員が了解した」（神奈川新聞7月31日）という。翌24日、別の会議終了後、該当校の校長を残し「再考」を求め、結果31日までにすべて他社の教科書に変更——8月20日の教育委員会で「実教出版を希望する高校はなかった」として変更後の教科書が採択された。ありえない暴挙だ。

この教科書の何が問題なのか？ 県教委の理由は、同教科書の中で「国旗・国歌法」に関わる記述の注として「日の丸・君が代がアジアに対する侵略戦争ではたした役割とともに、思想・良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保護するかが議論となった。政府は、この法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものでないことを国会審議で明らかにした。しかし一部の自治体で公務員への強制の動きがある」と書かれていることが「県教委の指導と相いれない」というものだ。該当校の校長に「教育委員会でも不採択になる可能性があり、学校名が公になって混乱を招く」と「職務命令」とも受け取れる、さらには右翼の街宣車の脅威までちらつかせて「再考」を強制したのだ。周到ではないか。

安倍流「教育再生」実行が公約

2006年、「愛国心」を盛り込み教育基本法を「改正」した第一次安倍政権。「経済」よりも実は「教育」が安倍首相の真骨頂だ。昨年4月、天皇元首化を明記した自民党憲法「改正」草案が発表され、年末の衆議院選挙では「日本を取り戻す」「教育を取り戻す」として、「日本らしさを憲法に掲げる国」、安倍カラーの「教育再生実行」を公約した。公約では自民党内部に立ち上げた「教育再生実行本部」（政府の「教育再生実行会議」とは別物）の提言を「改正」教育基本法に沿って着実に実行するとして、道徳教育の充実、教育への競争主義の一層の導入、「教育長」の権限強化——教育委員会制度改革の見直し等をうたいあげた。教科書についても「いまだに自虐史観や偏向した記述の教科書が多く」あるとして、「教科書検定基準を抜本的に改善し、あわせて近隣諸国条項も見直す」と明言したのだ。

第二次安倍内閣成立後、第一次安倍内閣で作った「教育再生会議」を「教育再生実行会議」（こちらは首相直轄の会議、まぎらわしいね！）として復活——委員の中に作家の曾野綾子、八木秀次（日本再生機構理事長）、加戸守行（元愛媛県知事）や全日教連委員長（反日教組を掲げ



筆者

